

最高裁秘書第2858号

令和元年6月3日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月7日付け（同月8日受付，最高裁秘書第2425号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成29年7月3日付け最高裁民一第581号民事局長，刑事局長，行政局長，家庭局長，総務局長通達「裁判所職員の事件処理上の違法行為を理由とする国家賠償請求事件及び告知事件の報告等について」（片面で5枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

最高裁民一第581号

(訟いー01)

平成29年7月3日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局民事局長 平 田 豊

最高裁判所事務総局刑事局長 平 木 正 洋

最高裁判所事務総局行政局長 平 田 豊

最高裁判所事務総局家庭局長 村 田 斉 志

最高裁判所事務総局総務局長 中 村 慎

裁判所職員の事件処理上の違法行為を理由とする国家賠償請

求事件及び告知事件の報告等について（通達）

標記の国家賠償請求事件及び告知事件については、国の代表者として訴訟を追行する法務省の係官に対し、実質上当事者の立場にある裁判所の意見又は希望を伝え、また、国が敗訴した場合の予算上の措置について、司法行政上の観点から検討する必要がありますので、その取扱いについては、下記によってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

第1 報告事件

報告の対象となる事件は、次のとおりとする。

- 1 裁判所職員（以下「職員」という。）が、平成4年8月21日付け最高裁総三第26号事務総長通達「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」

(以下「受付分配通達」という。)別表第1から別表第9までに掲げる事件を処理する過程で行った違法行為を理由として提起された国家賠償請求事件(調停申立事件及び訴え提起前の和解申立事件を含む。以下「国賠事件」という。)

- 2 職員が、受付分配通達別表第1から別表第9までに掲げる事件を処理する過程で行った違法行為を理由として国に対し訴訟告知がされた事件(以下「告知事件」という。)のうち、国が参加した事件(以下「参加事件」という。)

第2 報告の宛先

国賠事件及び参加事件(以下「国賠事件等」という。)の報告は、次の表の右欄に掲げる行われたとされる違法行為の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める所管局長(以下「所管局長」という。)宛てにする。

番号	行われたとされる違法行為の種類	所管局
1	民事事件(国家賠償、労働及び知的財産権に関する事件を除く。)を処理する過程のもの	民事局
2	刑事事件を処理する過程のもの	刑事局
3	行政、国家賠償、労働又は知的財産権に関する事件を処理する過程のもの	行政局
4	家庭事件(家事事件、訴訟等事件及び少年事件)を処理する過程のもの	家庭局
5	1から4までの事件以外の事件を処理する過程のもの	当該事件に関する事務を所管する局

第3 報告すべき裁判所及び報告事項

国賠事件等につき報告すべき裁判所及び報告事項は、次のとおりとする。

1 報告すべき裁判所

報告すべき裁判所は、違法行為を行ったとされている職員が当時所属していた裁判所(簡易裁判所にあつては、その所在地を管轄する地方裁判所。以下「所属庁」という。)とする。

2 報告事項

所属庁は、国賠事件等について、次に掲げる事項を報告する。

(1) 審理の経過及び予定

ア 審理の進行状況に応じて、各期日の経過及び結果並びに次回期日及びその審理の予定を、各期日から1か月以内のできるだけ早い時期に、次の書面の写しを添付して報告する。ただし、1か月以内に報告することが困難な事情が発生した場合には、その事情及び報告時期の見込みを速やかに報告する。

(ア) 答弁書、準備書面

(イ) 事案の把握のために必要な書証

(ウ) その他必要と認められる書面

イ 判決言渡期日が「追って指定」とされた場合において、その期日が指定されたときは、その旨及び指定された期日を直ちに報告する。

(2) 法務省の係官からの求意見に関する意見等

法務省の係官から訴訟の進行に関し重要な事項について意見を求められた場合には、当該事項を調査の上、法務省の係官に回答する前に、これに関する意見及びその理由を速やかに報告する。

(3) 所管局長からの指示に関する意見等

所管局長が指示した事項については、当該事項を調査の上、これに関する意見及びその理由を速やかに報告する。

(4) 判決の言渡し

ア 国賠事件等について、国又は被参加人勝訴の判決の言渡しがあった場合には、判決書の写しを速やかに送付する。

イ 国賠事件等について、国又は被参加人敗訴の判決の言渡しがあった場合には、判決の主文、判決要旨等を直ちに電話で報告する。国に対して判決書が送達された場合には、その旨及びその年月日を直ちに報告し、判決書

の写しを直ちに送付するほか、次の事項を調査の上、速やかに報告する。

ただし、参加事件については、(イ)の事項の報告を要しない。

(ア) 上訴の要否に関する意見及びその理由

(イ) 違法行為を行ったとされる職員及び第三者に対する求償権行使の要否
に関する意見及びその理由

(5) 確定年月日

国賠事件等について判決が確定した場合には、その旨及びその年月日を速やかに報告する。

(6) 終局事由等

国賠事件等が、取下げ、和解等判決以外の事由により終局した場合には、その事由及びその年月日を取下書、和解調書等の写しを添付して速やかに報告する。

(7) その他

(1)から(6)までの事項のほか、報告することが相当であると認めた事項については、その都度報告する。

3 経過報告を要しない事件

所管局長が指定した国賠事件については、2の(1)の報告を要しない。

4 所属庁が複数ある場合の報告

同一の国賠事件等において所属庁が複数ある場合における同一の所管局長宛ての報告事項（2の(4)のイの(ア)及び(イ)並びに同(7)の事項を除く。）については、当該所属庁間の協議により定めた所属庁が報告すれば足りる。

第4 法務省からの調査依頼等に対する回答

所属庁は、国賠事件及び告知事件について、法務省から調査を依頼された場合又は訴訟に参加すべきかどうかの意見を求められた場合には、所管局長の指示により事実関係を調査の上、速やかに回答する。

第5 担当職員

- 1 高等裁判所，地方裁判所及び家庭裁判所において，国賠事件及び告知事件に関し，第3及び第4の調査等並びにこれらに係る連絡を担当する職員（以下「担当職員」という。）は，所属庁の事務局総務課長（以下「総務課長」という。）とする。
- 2 次の場合においては，総務課長以外の職員を担当職員とすることができる。
 - (1) 裁判所の規模等に鑑み，担当職員を総務課長以外の職員とするのが相当である場合
 - (2) 事案の性質，内容等に鑑み，当該事件に関する調査等及びこれらに係る連絡を総務課長又は(1)により定めた職員以外の職員に担当させるのが相当である場合

第6 その他

所属庁は，国賠事件及び告知事件の原因となった事件の記録，その他当該事件に関する資料について，国賠事件の終局，国家賠償請求権の時効完成等により明らかに保存の必要がなくなるまでの間，事件記録等保存規程（昭和39年最高裁判所規程第8号）第9条第1項に基づいて，保存に必要な措置を執る。

付 記

1 実施

この通達は，平成29年10月1日から実施する。

2 経過措置

- (1) 平成20年12月14日以前に家庭裁判所に係属した成人の刑事事件を処理する過程で行った違法行為を理由とする国賠事件等の報告の宛先については，なお従前の例による。
- (2) 平成16年3月31日以前に地方裁判所に係属した人事訴訟事件を処理する過程で行った違法行為を理由とする国賠事件等の報告の宛先については，なお従前の例による。